２０２４年8月

お客さま　各位

株式会社　紀陽銀行

外国送金にかかる確認資料のご提出等のお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、金融機関では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策や外為法、米国OFAC 規制（注 1）等の各国経済制裁関連法令・規制に基づく経済制裁措置等への対応が強く求められております。

当行におきましても、これらを適切に実施するため、外国送金取引（海外へのお支払、海外からのお受取等）に際して、お取引内容のご説明や確認資料のご提出をお願いしております。

なお、お取引内容によっては、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、当行の判断によりお取引をお断りさせていただく場合がございます。また当行で預金口座をお持ちでない方や、現金を原資とする外国送金はお受けしておりません。あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

１．資料のご提出が必要なお取引の例

送金相手国・地域	中国東北３省（注）、ロシア、アラブ首長国連邦（UAE）　等 （注）遼寧省（LIAONING）、吉林省（JILIN）、黒竜江省（HEILONGJIANG）
商品	中古自動車、海産物、スクラップに関連する商品　等
その他	・貿易取引の相手方が個人の場合　　・仲介貿易の場合 ・海外へのお支払で「送金受取人の所在国」と「商品船積地」が異なる場合 ・海外からのお受取で「送金人の所在国」と「商品仕向地」が異なる場合 ・貿易取引で送金金額がラウンド金額（※）の場合　等 （※）ラウンド金額・・・100,000 米ドル等の切りの良い数字

上記のお取引に加えて、送金内容により資料のご提出（追加資料のご提出）をお願いする場合がございます。

２．ご提出をお願いする資料

送金目的	提示・提出をお願いする資料
貿易全般	売買契約書、請求書（INVOICE）、船荷証券（BILL OF LADING）、 原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN）、輸入/輸出許可通知書　等 ※商品の品目、金額、原産地、船積地、仕向地等を確認させていただきます。
生活費	送金相手との関係を確認できる資料、収入の状況を確認できる資料　等
学費	授業料等の請求書、入学・在学の状況を確認できる資料　等
医療費	請求書、入院・通院の状況を確認できる資料　等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行の行程を確認できる資料　等
投資	契約書　等
不動産購入	売買契約書　等
ご自身の外国銀行口座への振込	通帳や口座の内容を確認できる資料　等

３．資料のご提出方法

（１）外国送金を店頭でお申込み、お受取りするお客さま
　　お取引店へ資料をご提出ください。

（2）紀陽インターネット FB（外国為替取引サービス）をご利用のお客さま
紀陽インターネット FB（外国為替取引サービス）上の仕向送金依頼画面より、資料の「添付ファイル（PDF 形式）登録」をお願いいたします。
（「ご利用の手引き」は当行ホームページからダウンロードいただけます。）

4．お取り扱いができない外国送金取引（海外へのお支払、海外からのお受取等）

当行では、お取引の当事者（注 2）の所在地・関係国・関係地等に、以下の国や地域が含まれているお取引はお取り扱いすることができません。（注 3）

北朝鮮、イラン、シリア、キューバ、クリミア地域、北朝鮮隣接中国３都市、
イエメン、コンゴ民主共和国、ハイチ、マリ、南スーダン、ミャンマー

【北朝鮮隣接中国３都市】
遼寧省 丹東市（DANDONG）、吉林省 延吉市（YANJI）、吉林省 琿春（HUNCHUN）
※丹東市にある県級市：東港市（DONGGANG）、鳳城市（FENGCHENG）等を含みます。

また、関係省庁の Web サイトにおいて、「北朝鮮 IT 労働者(※)に関する企業等に対する注意喚起」が公表されました。お取引の内容や状況等に応じ、この注意喚起で求められている対策がとられているか等について、確認させていただく場合がございます。

(※)国籍や身分をなりすますなどして、企業から仕事を請け負い、収入を核・ミサイル開発の資金源として利用する北朝鮮ＩＴ技術者のこと。

詳細は財務省 Web サイト「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」をご確認ください。
（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20240326.html）

5．ご留意点

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化に取り組んでおり、お取引完了までに日数を要する場合がございます。

お客さまには何かとご不便をおかけすることと存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以　上

（注 1）米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人･団体などについて、取引禁止や資産凍結などの経済措置を講じており、そうした規制は「OFAC 規制」と呼ばれています。
OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

（注 2）お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等を指します。
また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

（注 3）これらのお取引以外でも、当行の判断によりお取引をお断わりさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。